

第 13 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者：

欠席者：

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、市民からの意見募集について

2、その他

閉会

あなたの声を
聞かせてください!

太宰府市自治基本条例審議会では 「太宰府市自治基本条例（仮称）会長・副会長たたき台」 に対するご意見を募集します

太宰府市自治基本条例審議会（嶋田暁文会長）では、現在、市の諮問を受け「太宰府市自治基本条例（仮称）」について審議をしています。

審議会では、今後さらなる審議を行うにあたり、「太宰府市自治基本条例（仮称）会長・副会長たたき台」を作成しました。

つきましては、「たたき台」に対する市民の皆さんのご意見を募集し、今後の審議の参考にしたいと考えています。

1. 公表と意見の募集期間

8月18日（月）～9月19日（金）

2. 公表方法と場所

- ・ ホームページに記載
- ・ 市役所1階ロビー・いきいき情報センター・市民図書館・文化ふれあい館・太宰府館に配架
- ・ 隣組回覧

その他、詳細が決まり次第ホームページなどでお知らせいたします。

問い合わせ 〒818-0198
太宰府市観世音寺一丁目1番1号
太宰府市自治基本条例審議会事務局（地域づくり課（☎内線543））

意見募集実施要領

1、募集期間

平成26年8月18日（月）～平成26年9月19日（金）

2、告知方法

- ・ホームページに掲載
- ・市役所1階ロビー・いきいき情報センター・市民図書館・文化ふれあい館・太宰府館に配架
- ・隣組回覧

3、意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内にある事務所または事業所に勤務する人
- (4) 市内にある学校に在学する人
- (5) 本市に納税している人

4、意見の提出方法

配架している5か所の意見投函箱への投函、持参、郵送、ファックス、電子メール

※意見の提出にあたっては様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号を記入してください。

※市の様式も用意しています。備え付けのもの、あるいはホームページからダウンロードをしてご利用ください。

5、提出先・問い合わせ

〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号

太宰府市自治基本条例審議会事務局（地域づくり課（内線543））

ファックス 921-1601（代）

Eメール community@city.dazaifu.lg.jp

『たたき台』に関する意見提出用紙

①は必ず記入してください。

- ① 住所・氏名（法人・団体名）・電話番号を記入してください。（必須）

住所	太宰府市観世音寺1-1-1		
氏名 (法人・団体名)	太宰府 太郎	電話番号	092-921-2121

- ② 市外在住の方は、該当する項目を1つだけ選択してください。（市内在住者は記入不要です。）

<input type="checkbox"/> 本市に通勤	<input type="checkbox"/> 本市に通学	<input type="checkbox"/> 本市に納税
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

- ③ 『たたき台』に対する 市外在住の方は該当する項目にチェックを入れてください。

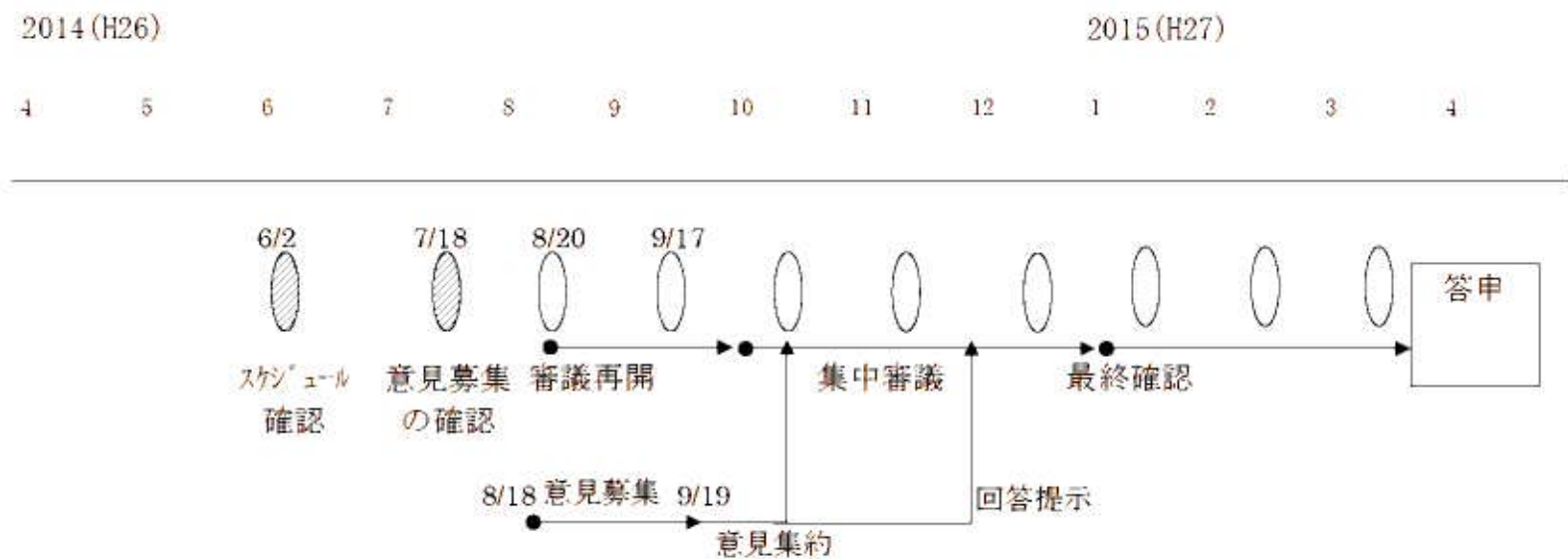
【ご意見】

ご意見をお書きください。

◆意見募集期間 平成26年8月18日（月）～平成26年9月19日（金）

※用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただくか、適宜付け足してください。

●今後のスケジュール案



※審議会答申案が形になった段階で、審議会主催による市民会議に対する説明会。

会長・副会長たたき台見本

■まちづくり市民会議の意見「1. 目的」を「第1条 目的」として規定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び役割、議会・議員及び市長等の役割及び責務等を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的事項と制度を確立することにより、市民、議会及び市長等が互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(1) 審議会の議論

1) この条文は、市民、議会及び市長等の役割及び責務を明らかにし、基本的な事項等を定めることと、もう一つは、それを通じてそれぞれの信頼関係を得ることを示すものではないか。

→「お互いの信頼関係を築くこと」を加え、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする条文に修正した。

2) 行政や議会も主体と使えるのか。

→法制担当より「“それぞれの主体に関する”という表現は、イメージからは違和感があるが、“主体”の意味から考えれば悪くはないように思われる。」との見解があり、そのままの表記を使用している。

(2) 論点

1) 自治の推進を目的とするのか、市民主体のまちづくりを目的とするのか。

2) 「それぞれの主体」という表現が適切か。

(3) 他事例

日田市	(目的) 第1条 この条例は、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。
小諸市	(目的) 第1条 この条例は、本市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の発展をめざすことを目的とします。
春日部市	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び執行機関の役割と責務等の基本的事項を定め、市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治の実現と協働によるまちづくりの推進を図り、もって暮らしやすいまちの実現に貢献することを目的とします。
流山市	(目的) 第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民

	自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。
三鷹市	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。</p>

(4) 解説文案

- ・ 条例を制定する目的を示します。
- ・ 「市民を主体としたまちづくり」を実現するために、市民と議会及び市長等の役割及び責務を明らかにして、基本的な事項等を定めること、さらに、「自治」を進める中でそれぞれの信頼関係を得ることを目的とし、条例を定めています。